

平成28年 スチュワードシップ活動報告

I. スチュワードシップ活動の状況

1. 運用受託機関の現状

- ・日本版スチュワードシップ・コードの受入表明は、一部再委託先を除いて、全ての国内株式運用受託機関*（以下、「委託先」という。）が行っている。受入表明を行っていない再委託先は、国連責任投資原則（PRI）に署名している。

※ 連合会が委託する国内株式を運用する受託機関（世界株式運用における国内株式を含む）を指す。

- ・全委託先とも、議決権行使は自社議決権行使基準に従い能動的に実施している。
- ・エンゲージメントについては、運用上実施が難しいクオンツ運用を行っている一部委託先を除いて全委託先が行っている。
- ・運用哲学がスチュワードシップやESGを意識したものであるためなど、既にスチュワードシップ活動が運用プロセスの中に組み込まれている委託先があった一方、現時点ではネガティブ・スクリーニング等を行っているが、統合的な体制を強化中の委託先が一部にあった。
- ・連合会委託分の議決権行使結果の個別銘柄別開示の要請には、全社対応している。
- ・スチュワードシップの本格的な枠組みのない市場（エマージングや米国）においてスチュワードシップを推進する活動をパイオニアの一員としてはじめている委託先が複数あった。

2. 運用受託機関への期待と課題

- ・日本版スチュワードシップ・コードの改訂が行われ、連合会においても新たな方針・原則を定めたところである。これらを参照の上、各項目における一段の拡充を求める。
- ・また、従前より体制強化の途上にある委託先にあっては、実効性のある体制構築の完遂を求める。

3. 連合会の今後の対応

- ・今年から開始した年次の全委託先とのミーティングを継続し、委託先との積極的な対話を通して、各社のスチュワードシップ活動の状況を把握しながら、連合会内での知見の蓄積を行っていく。

- ・また、従来から実施している年次のスチュワードシップ活動に係る調査票及び今年から調査を開始した個別の投資先企業ごとの議決権行使結果等を確認し、必要に応じて付加的な確認作業を行う等、継続的なスチュワードシップ活動状況の把握に努める。

II. 平成28年度議決権行使結果

1. 対象期間

平成28年7月から平成29年6月の、株主総会における行使分

2. 対象運用受託機関

国内株式運用受託機関 14社

3. 行使結果

議案内容	賛成	反対(注1)	棄権	反対比率
株主提案	28	963	0	97.2%
退職慰労金支給	272	200	0	42.4%
取締役選任	5,476	1,560	2	22.2%
新株予約権発行	240	68	0	22.1%
その他会社提案(注2)	1,367	303	0	18.1%
監査役選任	3,205	424	0	11.7%
役員報酬額改定	1,490	85	0	5.4%
利益処分案等	3,893	138	2	3.4%
定款一部変更	1,450	31	2	2.1%
会計監査人選任	93	0	0	0.0%
再構築関連(注3)	139	0	0	0.0%
合計	17,653	3,772	6	17.6%

(注1) 反対には、一部反対も含む(取締役・監査役選任において、複数人選任の場合、1議案とする)

(注2) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合等

(注3) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割

上表は、連合会が委託する国内株式運用受託機関が、各社の議決権行使基準に基づき議決権行使を行った結果を集計したものである。